

# 科目別 択一 プラクティス

基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画で解説！

第6回／全8回



社会保険労務士  
山川 靖樹  
(山川社労士予備校)

## 厚生年金保険法

〔問 1〕 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 船員法第1条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶については、船員の数にかかわらず、適用事業所とされる。
- イ 常時3人の従業員を使用する法人の事業所については、当該事業所を適用事業所とするには、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- ウ 常時4人の従業員を使用する個人経営の広告業の事業所については、当該事業所を適用事業所とするには、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- エ 常時5人の従業員を使用する個人経営の理容業の事業所については、当該事業所を適用事業所とするには、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- オ 適用事業所以外の事業所の事業主が当該事業所を適用事業所とするために厚生労働大臣の認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者（適用除外に該当する者を除く。）の4分の3以上の同意を得なければならない。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

■ 詳細レクチャー ■

(1) 強制適用事業所（法6条1項・2項）

条文

1) 次のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下「**事業所**」という）又は**船舶**を適用事業所とする。

イ) 次に掲げる事業（いわゆる「**法定17業種**」をいう）の事業所又は事務所であって、**常時5人以上**の従業員を使用するもの。

- a) 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- b) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- c) 鉱物の採掘又は採取の事業
- d) 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- e) 貨物又は旅客の運送の事業
- f) 貨物積卸しの事業
- g) 焼却、清掃又はと殺の事業
- h) 物の販売又は配給の事業
- i) 金融又は保険の事業
- j) 物の保管又は賃貸の事業
- k) 媒介周旋の事業
- l) 集金、案内又は広告の事業
- m) 教育、研究又は調査の事業
- n) 疾病の治療、助産その他医療の事業
- o) 通信又は報道の事業
- p) 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業
- q) 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業<sup>\*1</sup>

ロ) イ)に掲げるもののほか、**国、地方公共団体**又は**法人**<sup>\*2</sup>の事業所又は事務所であって、**常時**従業員を使用するもの。

ハ) 船員法第1条に規定する船員（以下「**船員**」という）として**船舶所有者**に使用される者が乗り組む船舶（以下「**船舶**」という）。

2) 前項ハ)に規定する船舶の**船舶所有者**は、適用事業所の事業主とみなす。

**Advance**

□<sup>\*1</sup> 「政令で定める者」は、次のとおりです。

- |            |        |           |         |
|------------|--------|-----------|---------|
| ○ 公証人      | ○ 司法書士 | ○ 土地家屋調査士 | ○ 行政書士  |
| ○ 海事代理士    | ○ 税理士  | ○ 社会保険労務士 | ○ 沖縄弁護士 |
| ○ 外国法事務弁護士 | ○ 弁理士  |           |         |

□<sup>\*2</sup> 「**法人**」であれば、公法人、公益法人、営利法人、社団法人、財団法人たるを問いません。

↓ なお…

法人の事業所は、法定17業種であるか否かを問わず、また、使用する従業員数にかかわらず**強制適用事業所**となります。